

地域計画

策定年月日	令和6年6月7日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	猪名川町 28301
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (清水)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	9.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0 ha
② 田の面積	8.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.6 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

清水地区では、これまで水稻栽培を中心に個々の農家により農地を守ってきたが、担い手不足や後継者不足が課題となっており、遊休農地の発生を危惧している。

また、未整備地区であることから、農道が狭く併せて田越でしか進入できないほ場もあり、機械の大型化などによる効率化が難しいことから、耕作条件の改善も課題となっている。

地区の西・南側が山地になっており鳥獣害の被害が絶えない。また、山からの渓流水を用水としているが、ため池の廃止や用水路の老朽化により一部用水不足のほ場があり、耕作放棄が懸念されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

後継者の目途がたっていない農家が多く、地域内での担い手育成が困難であることから、新たな担い手(法人等)を地域外から誘致することを検討する。また、耕作条件の改善のため、中間管理機構を活用した集積・集約による基盤整備を併せて検討する。

ほ場整備と併せて大型機械の導入を進め、そばなどの収益性の高い作物の作付けを行う。併せて整備地区外周に鳥獣害防止柵を設ける。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域外をはじめ、新たな担い手(法人等)を受け入れ、農地の集積・集約を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	-	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地化を進めるよう協議を継続する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
ほ場整備事業と合わせて中間管理機構を活用することで集約・集積を図る
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借が発生する際は、基本的に農地中間管理機構を活用する
(3)基盤整備事業への取組
耕作条件向上のため、隣接地域の状況を踏まえてほ場整備の実施を検討する。 整備方法は、中間管理機構を活用し地元負担の軽減を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新たな担い手を積極的に受け入れ、定着するよう働きかける。 また収益性の高い作物を作付けすることで儲かる農業を展開し、併せて農業体験施設等を設けることで地域の活性化を行い、地区への定住化と地域からの新規就農者の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在は作業の受委託は行っておらず、農地の集約と合わせて法人等と受託契約を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

地区外周への鳥獣害防止柵の設置。
農業機械の大規模化と自動化。
UAVなどのICT機器の導入。
創出換地を利用したキャンプ場や収穫体験施設、花畑の配置。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
法人	新規参画者		0.00 ha	0.00 ha		2.59 ha	2.59 ha		
利用者			0.31 ha	0.31 ha		0.31 ha	0.31 ha		
"			0.48 ha	0.48 ha		0.48 ha	0.48 ha		
"			0.32 ha	0.32 ha		0.32 ha	0.32 ha		
"			0.52 ha	0.52 ha		0.31 ha	0.31 ha		
"			0.80 ha	0.80 ha		0.80 ha	0.80 ha		
"			0.37 ha	0.37 ha		0.37 ha	0.37 ha		
"			0.43 ha	0.43 ha		0.43 ha	0.43 ha		
"			0.26 ha	0.26 ha		0.26 ha	0.26 ha		
"			0.22 ha	0.22 ha		0.22 ha	0.22 ha		
"			0.44 ha	0.44 ha		0.44 ha	0.44 ha		
"			0.78 ha	0.78 ha		0.41 ha	0.41 ha		
"			0.06 ha	0.06 ha		0.06 ha	0.06 ha		
"			0.33 ha	0.33 ha		0.04 ha	0.04 ha		
"			0.22 ha	0.22 ha		0.22 ha	0.22 ha		
"			0.04 ha	0.04 ha		0.04 ha	0.04 ha		
"			0.08 ha	0.08 ha		0.08 ha	0.08 ha		
"			0.08 ha	0.08 ha		0.08 ha	0.08 ha		
"			0.43 ha	0.43 ha		0.03 ha	0.03 ha		
"			0.20 ha	0.20 ha		0.14 ha	0.14 ha		
"			0.08 ha	0.08 ha		0.08 ha	0.08 ha		
"			0.66 ha	0.66 ha		0.35 ha	0.35 ha		

〃			0.27 ha	0.27 ha		0.27 ha	0.27 ha		
〃			0.27 ha	0.27 ha		0.27 ha	0.27 ha		
〃			0.41 ha	0.41 ha		0.04 ha	0.04 ha		
〃			0.13 ha	0.13 ha		0.03 ha	0.03 ha		
〃			0.39 ha	0.39 ha		0.39 ha	0.39 ha		
計	26経営体		8.58 ha	8.58 ha		9.06 ha	9.06 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。